資料２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会 介護保険部会（第135回）	資料２－１
令和８年６月29日	

基本指針の構成について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

○　2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、**第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。

○　その際、**「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」**等について、第９期までの取組を前提に、**第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。**

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

①　介護保険事業（支援）計画の策定

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②　地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

①　総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②　頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③　認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①　都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②　テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

第10期計画において記載を充実する事項（案）

○　第10期の基本指針においては、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

○　**介護サービス基盤の計画的な整備**

①介護保険事業（支援）計画の策定

- 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
- 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
- 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
- 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

○　**地域包括ケアシステムの深化**

- 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- 頼れる身寄りがいない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
- 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
- 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○　**介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等**

- 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

基本指針の全体構成について（基本的考え方）

社会保障審議会介護保険部会（第134回）
令和８年３月９日
資料１－１

見直し後の構成の考え方

- 前文
- 第一　サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項
 - 基本理念・地域包括ケアの推進、共通して取り組むべき事項に関すること
 - 計画作成の基本的考え方、作成手順、計画の進捗管理に関すること
- 第二　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
 - 計画作成等に係る手続に関すること
 - 基本的記載事項（必須記載事項）に関すること
 - 任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら市町村が行うことを記載
- 第三　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 計画作成等に係る手続に関すること
 - 基本的記載事項（必須記載事項）に関すること
 - 任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら都道府県が行うことを記載
- 第四　指針の見直し
- 別表１　地域分析指標
- 別表２　参酌標準

左記の考え方に沿って構成を整理

現行の構成

- 前文
- 第一　サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項
 - 一　地域包括ケアシステムの基本的理念
 - 二　中長期的な目標
 - 三　医療計画との整合性の確保
 - 四　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
 - 五　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
 - 六　介護に取り組む家族等への支援の充実
 - 七　認知症施策の推進
 - 八　高齢者虐待防止対策の推進
 - 九　介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
 - 十　介護サービス情報の公表
 - 十一　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
 - 十二　効果的・効率的な介護給付の推進
 - 十三　都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
 - 十四　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAｻｲｸﾙの推進
 - 十五　保険者機能強化推進交付金等の活用
 - 十六　災害・感染症対策に係る体制整備
- 第二　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
 - 一　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
 - 二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
 - 三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項
- 第三　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 二　都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項
 - 三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項
- 第四　指針の見直し
- 別表　参酌標準

基本指針の構成について①（第一 基本的事項）

改正案	現行
一　2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現	一　地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現
1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進	1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2　地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化	2　介護給付等対象サービスの充実・強化
3　在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	3　在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
4　日常生活を支援する体制の整備	4　日常生活を支援する体制の整備
5　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	5　高齢者の住まいの安定的な確保
6　介護に取り組む家族等への支援の充実	二　中長期的な目標
7　認知症施策の推進	三　医療計画との整合性の確保
8　高齢者の住まいの安定的な確保	四　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
9　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等	五　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
10　その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項	六　介護に取り組む家族等への支援の充実
（一）高齢者虐待防止対策の推進	七　認知症施策の推進
（二）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	八　高齢者虐待防止対策の推進
（三）介護サービス情報の公表	九　介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
（四）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	十　介護サービス情報の公表
（五）災害・感染症対策に係る体制整備	十一　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
二　介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項	十二　効果的・効率的な介護給付の推進
1　都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携	十三　都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
2　地域医療構想等との整合性の確保	十四　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
3　効果的・効率的な介護給付の推進	十五　保険者機能強化推進交付金等の活用
4　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	十六　災害・感染症対策に係る体制整備
5　保険者機能強化推進交付金等の活用	

統合

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

基本指針の構成について②（第二 市町村介護保険事業計画）

改正案	現行
一　市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一　市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2　要介護者等地域の実態の把握等	2　要介護者等地域の実態の把握等
3　市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3　市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
4　都道府県との連携	
5　第10期の目標	4　中長期的な推計及び第９期の目標
6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	5　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
	6　日常生活圏域の設定
7　他の計画との関係	7　他の計画との関係
8　その他	8　その他
二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
1　日常生活圏域	1　日常生活圏域
2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計	2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
3　各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計	3　各年度における地域支援事業の量の見込み
4　2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項	
5　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	4　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定
三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項	三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項
1　地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項	1　地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項
2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
3　各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策	3　各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
4　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等	4　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
5　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	5　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
6　認知症施策の推進	6　認知症施策の推進
7　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況	7　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
8　地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	8　地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
9　市町村独自事業に関する事項	9　市町村独自事業に関する事項
10　災害に対する備えの検討	10　災害に対する備えの検討
11　感染症に対する備えの検討	11　感染症に対する備えの検討

独立

統合

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

基本指針の構成について③（第三　都道府県介護保険事業支援計画）

改正案	現行
一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2　要介護者等の実態の把握等 3　都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4　市町村への支援等 5　第10期の目標 6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7　市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係 8　その他	一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2　要介護者等の実態の把握等 3　都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4　市町村への支援 5　中長期的な推計及び第９期の目標 6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7　老人福祉圏域の設定 8　他の計画との関係 9　その他
二　都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1　老人福祉圏域 2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 3　2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 4　市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 5　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定	二　都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1　老人福祉圏域 2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3　市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 4　老人福祉圏域を単位とする広域的調整 5　市町村介護保険事業計画との整合性の確保
三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1　地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 2　介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3　介護給付等対象ｻｰﾋﾞｽ及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 4　認知症施策の推進 5　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 6　介護サービス情報の公表に関する事項 7　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 8　災害に対する備えの検討 9　感染症に対する備えの検討	三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1　地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 2　介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 4　介護給付等対象ｻｰﾋﾞｽ及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5　認知症施策の推進 6　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 7　介護サービス情報の公表に関する事項 8　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 9　災害に対する備えの検討 10　感染症に対する備えの検討

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

基本指針の記載事項について（第一 基本的事項①）

構成等の見直し案（第134回部会から追加した主な内容は赤字で記載）
※「見直しの方針案」のページ番号は資料２－２「基本指針（案）について（新旧案）」のページに対応。

（見直し後の構成に基づき整理）

項目（前文、第一 基本的事項）	見直しの方針案
前文	・過年度の経緯に関する記載は削除。(P2) ・2040年に向けて人口減少やサービス需要の変化に地域差が生じることなど、第10期計画の策定に向けた背景や現状について記載。(P2) ・人材確保、生産性向上による職場環境改善、経営改善に向けた支援について、都道府県や市町村、地域の関係者が対策を議論し、講じていくことについて記載。(P3) ・介護現場における生産性向上の基本的な考え方について記載。(P3)
一　2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現	・国が介護人材確保や生産性向上、経営改善支援、科学的介護の推進を推進していく役割があることについて記載。(P3) ・2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に関する方向性について記載。(P3)
1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進	・介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営の重要性について記載。(P6)
2　地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化	・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）の考え方や、地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制の構築について記載。(P6)
3　在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	・入院のみならず、外来・在宅、介護との連携等も対象となった新たな地域医療構想等との接続の観点から、地域における様々な場面や主体間での医療・介護連携の重要性について記載。(P8)
4　日常生活を支援する体制の整備	・第10期期間中においても引き続き総合事業の充実に向けて取組を進めることの重要性について記載。(P9) ・総合事業にかかる継続利用要介護者が利用可能なサービスについて記載。(P9)
5　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	・地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携や役割分担等について記載。(P9) ・頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、地域ケア会議等を活用しながら地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することの重要性について記載。(P10)
6　介護に取り組む家族等への支援の充実	・家族介護者への相談支援について、家族介護者支援に係る実態・ニーズを踏まえ、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者とその家族への支援や、家族介護者の働き方の希望等に配慮した支援の重要性について記載。(P10)
7　認知症施策の推進	・認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。(P11)
8　高齢者の住まいの安定的な確保	・有料老人ホームに係るサービスの質や事業運営の透明性の確保について記載。(P14) ・改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について記載。(P14)

基本指針の記載事項について（第一 基本的事項②）

（見直し後の構成に基づき整理）

項目（前文、第一 基本的事項）	見直しの方針案
9　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等	・介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームや協議会の構築・活用を中心に取組の全体像について記載。(P15)
10　その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項	
（一）高齢者虐待防止対策の推進	・高齢者向け住まい等における虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進について記載。(P17)
（二）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	・国・都道府県・市町村に求められる役割を整理し、介護現場に対する指導や支援等を行うことの重要性について記載。(P18)
（三）介護サービス情報の公表	―
（四）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	・国が整備している介護サービス事業者経営情報に関するデータベースについて記載。(P19)
（五）災害・感染症対策に係る体制整備	・災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。(P19) ・介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を支援することについて記載。(P19) ・市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことについて記載。(P20)
二　介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項	
1　都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携	・2040年に向けた中長期的な推計にあたり、共通の課題認識をもって議論を行うことや市町村を越えた広域的な議論をする体制の構築などの取組を進めることについて記載。(P21)
2　地域医療構想等との整合性の確保	・医療・介護連携を推進するため、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場について、介護保険事業（支援）計画の検討の初期段階で開催する等の必要な取組を行うことの重要性について記載。(P23) ・本指針が今後策定される医療情報化推進方針に則して定めるとされていることを踏まえた対応について記載。(P23)
3　効果的・効率的な介護給付の推進	・介護給付の地域差について、サービス種類別、要介護度別、サービスの提供場所等の観点から総合的に分析し、その要因を明らかにするよう努めることについて記載。(P30)
4　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	・PDCAサイクルに沿った計画策定の基本的な考え方やロジックモデルの活用について記載。(P31)
5　保険者機能強化推進交付金等の活用	・自治体による介護予防の取組の充実や、中山間・人口減少対応等の新たな役割が発揮できるよう保険者機能の更なる強化につなげていくこと、地域の実情に応じて高齢者の自立支援・重度化防止に向けた成果目標等を設定した取組を推進していくことの重要性について記載。（P32）